

株式会社I D O M

定 款

制定 平成 6年10月25日
変更 平成14年 5月22日
変更 平成16年 1月 5日
変更 平成16年 5月26日
変更 平成17年 5月25日
変更 平成18年 5月24日
変更 平成19年 5月23日
変更 平成20年 5月28日
変更 平成21年 5月27日
変更 平成22年 5月26日
変更 平成25年 5月 1日
変更 平成28年 5月26日
変更 平成28年 7月15日
変更 令和 4年 5月27日

株式会社 IDOM 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社 IDOM と称し、英文では、IDOM Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1, 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、建設機械ならびにこれらに関する各種部品および用品の売買、輸出入、価格査定、修理および整備
- 2, 自動車販売における製品保証業務および当該業務の代行業務
- 3, 各種自動車売買業者のフランチャイズチェーン店の加盟募集および加盟店の指導業務
- 4, 使用済自動車の引取り、自動車フロンガス等の回収、自動車の解体、自動車の破碎およびこれらの取次
- 5, 一般廃棄物および産業廃棄物の収集、運搬、中間処理および最終処分
- 6, オークション会場の経営およびオークションの運営
- 7, 損害保険代理業
- 8, 生命保険の募集に関する業務
- 9, 少額短期保険業および少額短期保険業者のために行う保険募集
- 10, 貸金業、信用購入あっせん業、割賦債権の買取および譲渡、集金代行業、ファクタリング業ならびにクレジットカード業
- 11, 自動車、建設機械、事務用機器、広告用看板および店舗設備機器のレンタルおよびリース業
- 12, 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業および運送取次業
- 13, 自動車回送業
- 14, 輸出手続の事務代行業
- 15, 不動産の売買、交換、鑑定、賃貸借管理および仲介業
- 16, 情報処理サービス業および情報提供サービス業
- 17, 石油製品および動植物油の販売
- 18, 冷暖房給湯設備機器の販売および施工
- 19, 労働者派遣事業
- 20, 民営職業紹介事業
- 21, 飲食店の経営および食料品の販売
- 22, 酒類、タバコ、米、塩等を含むコンビニエンスストアの経営
- 23, 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、400,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

2 株主総会は、本店所在地またはその隣接する地の外、千葉県浦安市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役会の決議により取締役会長または取締役社長がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役会の決議により取締役会長または取締役社長がこれにあたる。

3 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 19 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第22条 取締役は、株主総会において解任する。

- 2 取締役解任決議は、第16条第2項の決議をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長および取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2 前条第 2 項の決議があつたとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 32 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、当該監査役の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第 44 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 5,000 万円以上であらかじめ定める金額または法令で定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金配当の基準日)

第 46 条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 48 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。